

第5回大和郡山市福祉ゾーン整備審議会議事録

1. 開催日時・場所

(日 時) 令和3年11月17日(水) 午後1時55分～午後3時30分

(場 所) 大和郡山市役所 3階 第1委員会室

2. 出席者

(委 員) 伊藤委員、植村委員、小高委員、廣田委員、中尾委員、大垣委員、堀内委員、森脇委員、仲村委員、

(事務局) 大和郡山市福祉健康づくり部：富田部長

地域包括ケア推進課：山内課長、川上補佐、吉村補佐、澤田

都市計画課：森補佐

大和郡山市社会福祉協議会福祉課：岡課長

施設事業課：植村課長

玉野総合コンサルタント株式会社(熊谷、稲垣、川口)

3. 資料 別紙参照

開会

事務局	資料の確認
-----	-------

議題(1) 前回の振り返り

会 長	まず1つ目の議題でございます。前回の振り返りについて、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは、本日お手元にお配りさせていただいておりますA4の議題2、 (1) 前回の振り返りについてご説明させていただきます。 まず1点目といたしまして、浴室について再確認をさせていただきました。当審議会では、浴室は管理が困難で事故のリスクがあること、また浴室の維持管理費に過大な費用が必要であること、また利用者は少なく限定されており有効性が低いこと、また市周辺の利便性が高い場所に民間の温浴施設が複数立地していること、また風呂の無いご自宅は少ない、そういったことから代替性はあるのではないかとといった理由から「廃止」との意見が多数でございましたので、再整備後の施設には浴室は設けないということで前回再確認をさせていただきました。 しかしながら、老人福祉センターの浴室を廃止すると市内には行政が運営する浴室がなくなることになりかねない、また入浴を楽しみにされている

高齢者もおられることから、廃止については慎重に検討してほしいというご意見もいただいております。

2点目につきましては、先進地事例3施設の紹介をさせていただきました。1つ目といたしましては、神奈川県茅ヶ崎市「うみかぜテラス」、2つ目は、大阪府岸和田市「岸和田市立福祉総合センター」、3施設目は、茨城県神栖市「神栖市保健福祉会館」の3施設でございますが、この3施設に共通していることは、複合施設になったということで世代間交流の促進が図られたことや、利用者数、貸し館の稼働率が大幅に高くなり、利用者に大変喜んでいただいているということでございます。

3つ目といたしましては、再整備にあたっての基本的な考え方(再整備コンセプト)、また既存施設再整備にあたっての基本的な考え方(施設整備コンセプト)についてご審議をいただきました。

まず再整備コンセプトでございますが、1つ目といたしまして、市民が気軽に立ち寄ることができ、市が推進する福祉施策に広く市民の理解と協力が得られること。2つ目といたしましては、市及び地域のまちづくりに貢献するということでございます。

また、施設整備コンセプトでございますが、複合化などにより効果的、効率的に再整備を行う。また広く市民を受け入れ、福祉にすることができる施設とする。3つ目といたしまして、新たな福祉の拠点としての役割を果たすことができる施設とするという、以上の点に確認をいただき、さまざまなご意見をいただきました。

続きまして、4点目といたしましては、再整備手法の検討等につきましては、建て替え手法として既存建物活用の可能性等について、2点目といたしまして、整備管理運営手法に関する考え方について、以上2点について確認をしていただき、さまざまなご意見をいただきました。

最後に、適正規模についてでございます。約2,200㎡とし、次の4案について提案をさせていただきました。1つ目、A案といたしましては、再整備する施設を保健所跡地にまとめて新築する案。B案といたしましては、再整備する施設の社会福祉会館と訓練棟の大規模改修等を行い活用する案。そしてC案は、再整備する施設のうち、活動ゾーンの建物を旧保健所跡地へ、発達支援ゾーンと相談・管理ゾーンを老人福祉センター敷地へ整備する案でございます。最後に、D案は社会福祉会館を解体し、その場所に再整備する施設をまとめて新築する案でございます。

なお、こちらの4案につきましては、本日の議題(3)の再整備計画案の比較検討で詳しく再びご説明をさせていただきます。

簡単ではございますが、前回審議会の振り返りにつきましては、以上でござ

	います。 よろしくお願いたします。
会 長	振り返り、どうもありがとうございました。今ご説明がありました振り返りの内容について、委員の皆様から何かご意見、ご質問等がございますか。再度確認ということですので、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

議題（２）民間事業者ヒアリングについて

会 長	では、具体的な内容に入っていきます。２番目の民間事業者ヒアリングについて、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、民間事業者ヒアリング調査結果について説明させていただきます。右肩に資料３と書いてある民間事業者ヒアリング調査をご覧ください。こちらに基づいて説明させていただきます。</p> <p>まず、近隣の参考事例としまして３つの事例をリストアップしております。１つ目が大和郡山城ホール内に店舗をしておりますレストランカステッロ、２つ目が奈良県郡山総合庁舎内の BonCafe、３つ目が高井病院内のタニタ食堂です。</p> <p>レストランカステッロと BonCafe につきましてはヒアリング調査を実施しております。タニタ食堂につきましては、タニタ食堂ホームページの内容をとりまとめるという形で調査結果をまとめております。</p> <p>初めにレストランカステッロと BonCafe についてのヒアリング調査結果についてです。</p> <p>まず店舗経緯ですが、レストランカステッロは市の広報に掲載されていた公募を見て応募しております。BonCafe さんにつきましては庁舎の運用開始に合わせて障がい者の働く場所などの確保を県に要請し、その後、協議を重ね、市の自立支援協議会から委託を受けるという形で店舗しております。</p> <p>次に、現店舗の契約の概要です。レストランカステッロは、家賃については売上の５％、光熱水費については実費となっております。BonCafe は家賃については無償、光熱水費は面積と人員で案分し精算という契約となっております。</p> <p>続きまして、福祉ゾーンへの店舗する場合の可能性や条件等について聞いております。レストランカステッロ、BonCafe とともに家賃等の経費が低額であることを店舗の条件として挙げております。ただ、BonCafe につきましては現店舗と同様に設計段階など早い段階から参画し、条件やさまざまなことを調整できることということも条件として挙げております。</p> <p>以上、簡単ですが、レストランカステッロと BonCafe へのヒアリング調査</p>

	<p>の概要となります。</p> <p>続きまして、タニタ食堂について説明させていただきます。タニタ食堂につきましては現在直営での出店はしておらず、主に表の左側のタニタ食堂の出店という形と、表の右側のタニタ食堂のメニューを提供するという形、こうした2種類のフランチャイズでの出店となっております。</p> <p>表の左側のタニタ食堂の出店の場合につきましては、店舗の形態、一番上の概要のところですが、店舗の内装や運営スタイルを統一して、店名もタニタ食堂を使用する形態でのフランチャイズ契約となっております。</p> <p>一方、タニタ食堂のメニュー提供の場合につきましては、運営法人のメニューに加えてタニタ食堂のメニューも提供できるという形態の出店となっております。</p> <p>次に、契約形態ですが、タニタ食堂の場合は、イニシャルロイヤルティー料、保証金、研修費、売上に対するロイヤルティー料が必要となります。一方、メニュー提供の場合につきましては、提供するメニュー数に応じたロイヤルティー料が必要となります。そして、タニタ食堂の出店とメニュー提供の場合どちらに関しても当てはまる条件ではありますが、一般の条件と異なる特別な条件としまして調理責任者に関する条件があります。どちらのフランチャイズ契約につきましてもタニタシェフ育成コースを受講し認定を受けた責任者の監督下で調理する必要があります。また、タニタ食堂の出店につきましては現在同一地域にタニタ食堂が乱立しないように候補地を調整しているといった状況となっております。</p> <p>以上で民間事業者ヒアリング調査の説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの内容について委員の皆様からご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。タニタ食堂はなかなか難しそうな気がしますね。</p>
<p>A委員</p>	<p>レストランカステッロや BonCafe は 500 円くらいでもいろいろ食べられますよね。例えばレストランカステッロでしたら、うどんもあるし、カレーもあるし、定食もある。BonCafe さんにしても 500 円、550 円と恐らく立派な定食がある。ただ一方、タニタ食堂については、恐らく高井病院にあるのは 1 食 1,000 円はしていたのかなと思います。そういう意味では、多くの方に利用していただくことを考えた場合、高齢者ということになったら、なかなか 1 回行って 1,000 円というのはいかなものかなと思います。ロイヤルティーを払ったり、内装をどうか、恐らくイニシャルコストだけでも相当なお金がかかるのではないかと。そういう意味から言いますと、カステッロさんか障がい者の方が働いている BonCafe さんが適当ではないかという気がいたします。以上です。</p>

会 長	ご意見ありがとうございました。ほかにございますか。よろしいですか。特にならぬようございますので、本日の一番メインの議題でございます、3番目の再整備計画案の比較検討について、説明をお願いいたします。
-----	--

議題（3）再整備計画案の比較検討

事務局	<p>それでは、整備計画案の比較検討について説明させていただきます。皆様、正面のスクリーンをご覧ください。</p> <p>整備計画案につきましては、前回審議会で皆様にご確認いただき、さまざまなご意見をいただいておりますが、今回の審議会では、前回審議会で説明させていただいた各整備計画案をさまざまな指標で比較検討していきますので、改めて簡単に各案について説明させていただきます。</p> <p>まずA案ですが、再整備する建築物を旧保健所跡地にまとめて新築する案です。現在、社会福祉会館と老人福祉センターが建っている敷地と北側の敷地3については駐車場として整備をする案になっております。</p> <p>こちらがA案の再整備建築物内の構成です。1階は、こちらの青色の部分になりますが、社会福祉協議会等の事務室、個別面談を行う部屋といった相談管理ゾーン、オレンジ色の部分の飲食店等の交流ゾーン、そして黄色の部分の発達支援センター「めばえ」の発達支援ゾーン、そして緑色の部分になりますが、一部の活動ゾーンによって1階は構成されます。</p> <p>2階はホールや会議室といった残りの活動ゾーンの諸室によって構成されるといった建物になっております。</p> <p>続きまして、B案です。B案は再整備するこちらの建築物を、現在の社会福祉会館本館棟と訓練棟を活用して整備する案になっております。本館棟につきましては耐震補強しつつ大規模改修を行います。訓練棟につきましては大規模改修を行い、そして不足する面積につきましては適宜増築するといった案になっております。また、こちらの敷地1、旧保健所跡地につきましては、現在の駐車場をそのまま活用するという案になっています。また、現在老人福祉センターが建っている敷地と北側の敷地3につきましては駐車場として再整備をする案です。</p> <p>こちらがB案の再整備建築物内の構成になっています。1階は、青色の相談管理ゾーン、オレンジ色の交流ゾーン、黄色の発達支援ゾーン、一部の活動ゾーンによって構成されます。2階は中会議室、小会議室等の活動ゾーンの居室、3階は現在と同じくホールによって構成されるといった建物になっております。</p> <p>続きまして、C案の説明をさせていただきます。C案は再整備する建築物のうち、活動ゾーンの諸室が入る建物を旧保健所跡地に整備しまして、発達支</p>
-----	--

援ゾーンと相談管理ゾーンが入る建物を現在の老人福祉センターが建っている敷地に建てます。このように2つに分割して再整備建築物を整備する案になっています。また、現在の社会福祉会館の建っている土地と北側の敷地3の土地につきましては駐車場として再整備します。

こちらが再整備建築物1としまして、先ほどの旧保健所跡地に整備をする主に活動ゾーンの諸室が入る建物になっています。その建物の構成がどうなっているかということですが、緑色の中会議室等の活動ゾーンの諸室と交流ゾーンの諸室によって1階は構成されます。1階のこちらの事務室につきましては、この再整備建築物1を管理する管理者の事務室を設けております。2階につきましては、ホール、大会議室等の活動ゾーンの諸室で構成されるといった建物になっております。

こちらの再整備建築物2は現在の老人福祉センターの建っている場所に建てる建物で、その中の構成につきましては、すべて相談管理ゾーンの諸室によって構成され、2階は発達支援ゾーンの諸室で構成されるといった建物になっております。

最後にD案です。D案は現在の社会福祉会館を解体した後にその場所に再整備する施設をまとめて新築する案になっております。敷地1の駐車場につきましては現在の駐車場をそのまま活用します。老人福祉センターの建っている敷地と北側の駐車場につきましては駐車場として再整備するといった案になっています。

こちらがD案の再整備建築物の中の構成になっています。1階は、交流ゾーン、相談管理ゾーン、発達支援ゾーン、そして活動ゾーンの中の諸室のうちホールによって構成されております。2階は大会議室、中会議室等の会議室の残りの活動ゾーンの諸室によって構成されるといった建物になっております。

簡単ですが、以上で今回比較する再整備計画案の説明をさせていただきました。

続きまして、整備計画案ごとの概算事業費を算出しておりますので、こちらを説明させていただきます。

整備計画案ごとに、まず一番上の建物整備費、次に建物解体費、そして外構整備をそれぞれ算出しまして、それらを合計したものを再整備に係るすべての費用として概算費用を算出しております。

初めに、建物整備費について説明させていただきます。まずこちらのB案ですが、B案だけは既存建物を活用して、必要に応じて耐震補強しつつ、大規模改修を行う面積、また改修のみを行う面積、そして必要に応じて増築する部分、それぞれに面積と整備単価から建物整備費を算出しまして、全体の建

物整備費を算出しております。そのほかの3案につきましてはすべて新築する案ですので、整備する面積に単価を掛けてそれぞれの金額を算出しております。その結果がこちらの金額になっております。

すべて新築するA案、C案、D案につきましてはおおよそ9億円前後、既存建物を活用するB案につきましては7億円弱となっております。

続きまして、建物解体費です。こちらにつきましてはB案だけが既存建物を活用する案ですので、解体する建物の規模が小さくなりますので、その分建物解体費は安くなっております。その他3案につきましてはすべて既存建物を解体しますので同じ金額となっております。

最後に駐車場等の外構整備費です。こちらにつきましては、一番上の緑化に関する緑化整備費、駐車場の部分を整備する駐車場等の整備費、そして最後に建物の高低差を処理する造成費といった3項目に分けてそれぞれ算出しております。

この中で、B案とD案がほかの2案に対して安くなっているのは、各案の説明の中で少し触れさせていただきましたが、現在の仮設駐車場、旧保健所跡地に整備された駐車場をそのまま使うかどうかというのでこの金額の差になっております。

こうした建物整備費、建物解体費、外構整備をすべて合わせた再整備費につきましてはこちらの金額になっておりまして、A案、C案、D案につきましては、多少の差はありますが、おおよそ10億円前後、既存建物を活用するB案につきましては8億円弱といった概算工事費になっております。

次に、財源計画について説明させていただきます。調査をさまざまさせていただきましたが、現時点では活用できる制度がありませんので、福祉ゾーン再整備につきましてはすべて独自財源での事業実施となります。

こちらのランニングコストについて説明させていただきます。

ランニングコストの算出につきましては、国土交通省の「庁舎維持管理費要求単価」という維持管理に関する基準を活用して、各計画案ごとに算出しております

算出した結果がこちらになりますが、計画案ごとの光熱水費を除く年間の維持管理費はおおよそ400万円前後となっております。この中でC案だけ若干高くなっているのは、C案が建物を2つに分割して計画する案になっておりまして、その分だけ現状でエレベーターの台数が多くなっておりまして、エレベーターのメンテナンスコストの分、高くなっております。

続きまして、各計画案の整備スケジュールですが、各計画案の整備スケジュールを作成する前に、それぞれの工期を設定させていただいております。

まず1つ目のポチの部分ですが、再整備建築物の建設工事の工期を、約2000

m²の建物の場合、約 18 か月、約 1,000 m²の建物の場合、約 14 か月と設定させていただきます。

次に、既存建物の解体工事を約 4 か月と設定しております。

次に、社会福祉協議会の事務所移転を含む再整備建築物の開館準備に要する期間を約 2 か月と設定させていただきます。

最後に、各案の整備スケジュールを検討する際に、既存施設及び再整備建築物の利用期間中には福祉ゾーン内の利用者駐車場を一部でも利用できるように各計画案の整備スケジュールを作成しております。

こうした条件に基づきまして作成しました整備スケジュールについて説明させていただきます。

初めに、上の表がA案の整備スケジュールになっております。A案は、まず敷地 1、現在の仮設駐車場の部分に再整備建築物を建設しまして、この建物が完成した後に社会福祉協議会の事務所の移転や再整備建築物の開館準備を行います。その後、再整備建築物がオープンとなります。その後現在の老人福祉センターと社会福社会館を同時に解体工事し、解体した後の土地の外構工事、駐車場等の整備を行います。敷地 3 ですが、敷地 1 と敷地 2 の部分の工事が終わるまで既存施設と再整備建築物を利用している方の駐車場として確保しているため、敷地 2 の外構工事が終わった後に敷地 3 の工事に移るといったスケジュールになっております。

このように、常に既存施設もしくは再整備建築物を使える工期を組んでおられますので、A案につきましても既存施設の利用停止期間は発生しません。こうして作成したA案の整備スケジュールですが、全部で 32 か月となっております。

続きまして、下のB案の整備スケジュールについて説明させていただきます。B案は現在の社会福社会館を活用しまして再整備建築物を整備しますので、初めに社会福祉協議会等の事務所を老人福祉センターに引っ越しして、業務が継続できるような形を整えます。その後、現在の社会福社会館を活用する改修工事を行います。この改修工事が終わった後に、再度整備された建築物に社会福祉協議会等の事務所が引っ越し、そして開館準備をしまして、再整備建築物のオープンとなります。ここまでの期間の間、既存施設の利用停止期間が発生するといったことになっております。再整備建築物がオープンした後に老人福祉センターの解体を行いまして、その後、その場所の駐車場等の整備を行います。

このようにB案の再整備全体にかかる期間は 29 か月となります。

続きまして、C案の整備スケジュールが上の表になります。C案は敷地 1 に活動ゾーンと交流ゾーンの諸室が入る再整備建築物を建設しまして、その

後、開館準備等の後に再整備建築物1がまずオープンします。その再整備建築物1がオープンした後に老人福祉センターの解体工事をしまして、その場所に相談管理ゾーンと発達支援ゾーンが入る再整備建築物2の建設工事を行います。そして引っ越し、開館準備等を行った後に再整備建築物2がオープンします。その後に現在の社会福祉会館を解体しまして、その場所の駐車場を整備します。最後の敷地3、北側の現在の駐車場を緑化した駐車場に再整備する工事につきましては、こちらの既存施設と順次オープンしていく再整備建築物1、2の利用者駐車場としまして、社会福祉会館が建っている場所に整備する駐車場がオープンするまで利用者駐車場として活用しますので、すべてが整備された後に最後に敷地3の外構工事を行うといった順序で再整備を行います。

このように順次2つの建物を整備していく形になりますので、このように既存施設の利用停止期間はC案には発生しないということになります。

C案の再整備全体にかかる期間につきましては48か月と、ほかの案よりも少し長い形になります。

最後にD案の整備スケジュールがこちらになります。D案は社会福祉会館を解体しまして、その場所に改めて再整備建築物を建設する計画案ですので、初めに社会福祉協議会を現在の老人福祉センターに引っ越ししまして、社会福祉会館の解体工事、そしてその場所に再整備建築物の建設工事を行います。再整備建築物が完成した後に社会福祉協議会の事務所等の引っ越し、及び開館準備を行った後に再整備建築物がオープンします。その後に老人福祉センターを解体し、その場所の駐車場整備を行います。こうした順序で整備するため、D案につきましては、こちらの期間、既存施設の利用停止期間が発生するといった計画になっております。

D案の再整備全体にかかる期間としましては33か月となります。

続きまして、整備計画案を比較検討する前に、どのような指標で比較をしていくのかといった比較する指標の整理を行いました。

整備計画案を評価する指標はこちらの16項目になりますが、まず再整備費用とランニングコストといったコスト、次に活気が感じられるかどうか、交流を促進するのか、まちづくりへ貢献できるのかといったコンセプトの実現性に関する指標、そして工期の長さであるとか、利用停止期間があるかないかといった再整備に係るスケジュールに関する指標、そして再整備後の建築物が福祉避難所としてふさわしい建物なのか、災害ボランティアセンターを開設するのに支障はないのかといった防災に関する指標、そして建物への動線、利用者への配慮、建物の拡張性、建物内の動線のわかりやすさ等の動線や機能配置といった項目、最後に建物の耐用年数、現在の計画案の

駐車台数、こちらの16項目について各整備計画案を評価しました。評価につきましては、まず評価項目に対して良い評価の計画案を○と評価します。次に、現在の計画案は良くありませんが、設計段階等で改善の可能性がある計画案につきましては△と評価しております。そして指標に関して良くない計画案で、かつ設計段階においても改善が難しいと考えられる計画案を×と評価させていただいております。

このような指標で評価したものがこちら、前半がこちらになります。初めに、再整備費に関する各計画案の評価がこちらになります。再整備費のところの説明させていただいたとおり、すべてを新築するA案、C案、D案につきましてはおおよそ10億円程度。ただ、設計段階においてさまざまなコストダウンに関する検討も可能だということで、それぞれ△と評価をさせていただいております。

B案については、既存の建物を活用する分、ほかの計画案より安価になっておりますので、○と評価させていただいております。

次に、ランニングコストに関する評価です。こちらにつきましては、A案、B案、D案は年間おおよそ400万円程度ということで○と評価しております。C案につきましては、現在の計画案で建物が2棟の分、エレベーター台数が多いため、おおよそ年間の維持管理費が500万円というということで、ほかの3案より高くなっているため、△と評価させていただいております。

次に、コンセプトに関する評価指標のうち、建物に入った際に活気が感じられるかどうかに関する評価指標です。この評価項目につきましては、施設のエントランスを入ったときに活動ゾーンの諸室が見えるかどうかによって判断させていただいております。

A案については、エントランスを入ったときに活動ゾーンは見えません。ただ、設計段階の検討によって、1階、2階に通じる吹き抜けを設ける等の工夫によって、エントランスを入った際に活動ゾーンは見える、そして活動ゾーンの雰囲気を感じられるといったことも可能だと考えましたので△と評価をさせていただいております。

B案につきましても、メインエントランスから活動ゾーンの諸室は直接は見えません。かつ、こちらのB案につきましては、既存の建物を活用するため、1階、2階に通ずる吹き抜けを設けることもなかなか難しいのではないかという判断に基づきまして、×と評価させていただいております。

C案につきましては、建物を活動ゾーンの諸室によって構成される建物と、そのほかの諸室で構成される建物に分けておりますので、1階に活動ゾーンの諸室が多数構成される建物になっているため、メインエントランスから活動ゾーンの諸室が見えます。そのため○と評価しております。

最後にD案ですが、D案につきましてもメインエントランスから活動ゾーンの諸室であるホールは見えますが、ホールにつきましても主に大規模なイベント時での使用になりますので、ほかの活動ゾーンの諸室よりも使用頻度は低いことが想定されます。そのため、こちらにつきましても△と現在評価をさせていただいております。

次に、再整備する建物が交流を促進するかどうかに関する指標です。この評価指標につきましては、どの計画案につきましてもメインエントランス付近、かつ外部から最も視認性の高い位置に交流ゾーンの諸室を配置する計画となっておりますので、すべて○という評価にさせていただいております。

次に、まちづくりへの貢献といった評価指標です。この評価項目は、福祉ゾーン一帯が指定されております風致地区としてふさわしい計画案となっているかどうかによって判断をしております。A案、C案、D案、建物をすべて新築する案につきましては、建物の高さを抑え、かつ敷地の緑化を行う計画案となっておりますので、すべて○と評価をさせていただいております。B案につきましては敷地を緑化する計画とはなっているのですが、現在の社会福祉会館の建物高さが風致地区の規制に適合していないという部分につきましては少し改善が難しいといった点で△と評価させていただいております。

次に、再整備にかかる全体の工期の長さに関する評価項目になっています。A案、B案、D案につきましてはおおよそ30か月前後ということで、○という評価をしております。C案につきましては2棟を順に建設していくため、ほかの3案より48か月と全体工期が長いため、×という評価にさせていただいております。

一番下の欄ですが、既存施設の利用停止期間が発生するかどうかに関する評価ですが、利用停止期間がおおよそ20か月程度発生するB案とD案については×、利用停止期間が発生しないA案とC案につきましては○と評価をさせていただいております。

続きまして、防災に関する評価指標のうち、福祉避難所に関する評価です。この評価項目につきましては、避難場所として利用する場合に、避難場所、皆様を収容する場所として主に使用すると想定されるホール等の活動ゾーンの大きな諸室が建物のどこにあるかによって評価させていただいております。一番初めに説明させていただいたとおり、D案のみ、再整備する建築物の1階に大人数の収容ができるホールがあるため、要援護者の収容が容易といった点から○と評価をさせていただいております。その他の3案については活動ゾーンの大きな諸室が2階以上にある計画となっているた

め、すべて△と評価しております。

次に、災害ボランティアセンターに関する評価ですが、この評価項目につきましては、災害ボランティアセンターを開設可能な広い屋外空間が確保されているかによって判断しております。どの計画案も災害ボランティアセンターを開設可能な平面駐車場が設けられているため、すべて○と評価させていただきます。

次に、主な利用者駐車場から建物への動線の長さに関する評価です。こちらにつきましてはC案のみ若干ほかの3案より主な利用者駐車場から建物までの距離が遠いため、こちらのみ△、A案、B案、D案の3案につきましては○という評価になっています。

続きまして、こちらの動線の分離に関する評価です。こちらにつきましては、一般利用者と、相談等に訪れるほかの方の視線に関して配慮が必要な利用者さんの2種類の動線を分離することができるかどうかによって判断しております。A案とB案につきましては活動ゾーンの諸室を利用される一般の利用者の方と相談に訪れる方が同じエントランスを利用するため、一部の動線が混在しているため△と評価しております。C案につきましては、活動ゾーンの建物と相談管理ゾーンの建物で建物自体が分かれていますので○と評価しております。D案につきましては少し細長い建物形状となっていることも影響しておりますが、利用者ごとに3つエントランスを設けているため、十分な配慮ができているということで○と評価しております。

次に、拡張性に関する評価項目です。この評価項目につきましては、設計段階の必要機能の追加やオープン後の増築などに対応可能かという点で評価しております。A案については再整備建築物が建っている建物の敷地の建蔽率がギリギリの計画となっているため、設計時の必要機能の追加や、後の増築等の対応がやや困難であるといった点から△と評価しております。B案につきましては既存建物を活用しているため、設計段階で必要機能を追加したり、後に増築をしたりという対応は困難であるということで△と評価しております。C案とD案につきましては敷地にゆとりがあるため、設計時の必要機能の追加、後の増築等も十分に可能ということで○と評価しております。

次に、建物内の動線のわかりやすさに関する評価項目です。この評価項目につきましては、建物内が見通しのきく構成となっているかどうかによって判断しております。D案のみ通路が一通りのわかりやすい機能配置となっているため○となっております。ほかの3案につきましては建物内に見通しが利きづらい部分があったりしますので、すべて△と評価をしてお

	<p>ります。</p> <p>次に、建物内の動線の長さに関する評価ですが、C案のみ2棟に分かれているため、それぞれの建物の面積が小さい分、ほかの3案より建物内動線自体が短いということで○と評価しております、その他3案については1棟に集約しているため、建物内の動線がそれぞれ長くなってしまったため△と評価しております。</p> <p>次に、耐用年数に関する評価ですが、A案、C案、D案のすべて新築する案に対して、B案は既存建物を活用するため、ほかの計画案より耐用年数が短くなり、かつ、それはなかなか設計段階においても改善が難しいといった考えから、B案のみ×、A案、C案、D案のすべて新築する案については○と評価をさせていただいております。</p> <p>最後に、一番下のこちらの現在の計画案の駐車台数ですが、A案、B案、D案につきましてもはおおよそ150～160台ぐらいの台数が確保されておりますが、現状のC案につきましてもは119台とほかの3案より少なくなるため、C案のみ△、ほかの3案を○と評価させていただいております。</p> <p>以上が16項目に関する評価ですが、○、×、△の評価のみをまとめた表がこちらになっております。このように各評価のみをまとめますと、A案が×が1つもない。かつ○も比較的多いといった案になっております。B案は、先ほど説明させていただいたとおり、整備コストは安価ですが、×が多く、かつ、この×の内容が少し解決が難しいのではないかとと思われる案になっております。C案につきましても、○がほかの案より多い案にはなりますが、全体工期の長さといった×が発生してしまう案になっております。D案につきましても、○が多い案なのですが、既存施設の利用停止期間が発生するといった案になっております。</p> <p>こうした各整備計画案の16項目で比較検討した結果、事務局としましてはA案が最もふさわしい案なのではないかと評価をさせていただいております。</p> <p>長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。</p>
会 長	説明、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明内容について、まず委員の皆様から何かご質問がございましたらお願いいたします。
B委員	建蔽率ですが、この福祉ゾーン全体を1つと見ることはできないのですか。建蔽率を算出するとき、敷地1、2、3とありますね。こういうのはすべて同じ人の持ち物ということでしょうか？そうすると、これ全体を1つと見られないのですか。
事務局	建築基準法上は、基本的に1区画ごと、敷地ごとに建蔽率、容積率の規制がかかってきますので。

B委員	いや、実際に全体を1つとして認められないのですか。なぜかと言ったら、拡張整備のときに、建蔽率ギリギリなのでダメだという表現をしているから、全体を1つとして建蔽率を全体の中でいくらということでしたら、拡張整備は別に心配しなくてもいいんじゃないかなと。A案についてですが、それによって大きく評価が違うでしょう。それはどうなんですか。
事務局	複雑な手続きが必要になる、かつ、関係機関との相談・協議が必要になるため、そういった手法はあるとは思いますが、実際にここで適用できるかどうかについては現在わからないですから、そちらについては使わないといったところで評価をさせていただいています。ただ、A案につきましても、少し説明が不足しておりますが、各整備計画案を今回考えさせていただく際に、風致地区の規制があるため、わかりやすく2階までという計画案の作成方法をさせていただいております。
B委員	それについては、私は何も言っていません。私が聞いているのは、福祉ゾーン全部を1としたときに、このA案の建物を建てたら、計算としては、建蔽率はずっと小さくなるのではないですか。
事務局	はい、そうです。
B委員	敷地1だけを見るとA案の建物を建てたら、ものすごく建蔽率が大きくなります。私が言うのは、福祉ゾーンは市が全部持っているところでしょう。そうすると、単一の持ち物だから、その全体を1つの敷地として見たときには、A案の建物は建蔽率がずっと小さくなるのではないですかと確認しているんです。
事務局	建築基準法上は、所有者が同じでも1敷地1建物です。ひとまとまりの土地なのですが、今回通路で分かれています。図面のこちらの通路から左上は市以外が持っているライフインさんの建物です。市の敷地に民間の事業者さんが建てた建物が建っておりまして、その建物には前面道路がありますので、前面道路を挟み右側と左側というのは基本的に別の敷地となります。
B委員	ということは、裏の駐車場に行く通路は違う人の持ち物だという感覚なんですね。だから敷地は別々になりますと。そういう意味ですか。
事務局	持っている人は一緒に市の敷地ですが、今は道路と同じ扱いの場所として、建築基準法上は見られています。
A委員	ライフイン郡山があそこにあります。要はこの建物がなかったら、多分この通路もすべて市の名義だから1つの敷地と見られるのですが、ライフイン郡山があるので、その施設の道も兼ねているので、あの通路というのは市の名義だけれども…。
事務局	法律上は道路です。

A委員	敷地は分かれてしまうということですね。
B委員	それを言ってくれば、納得です。
事務局	すみません。
会 長	では、1つの敷地として見れないということですね。
B委員	そうすると、敷地としてはギリギリだということですね。
事務局	現状の計画案の作り方ではギリギリです。
B委員	もう1つ、ここで建築物の中の事務室はどこにか面談室はどこにか、いろいろと配置案がありますね。これは、面積は一応こんなもんだろうということで前回我々も納得しましたが、位置についてもこのとおりなんですか。それとも変更可能なのですか。
事務局	可能です。
B委員	可能なんですね。なぜこういうことを聞くかと言うと、○×△の資料で、動線の分離というのがありましたが、新しく建てるのであれば動線分離も考えて建てればいいのではないかと思います。
事務局	そうですね。ですので、こちらの動線がわかりやすいかどうかといった評価項目であるとか、建物内の動線が長いかどうかについては△と評価しています。ですので、設計段階等で諸室の配置の変更であるとか、建物形状の工夫によって改善できるのではないかとといった意味で、×ではなくて△という評価です。現在の整備計画案に対する評価で、設計段階で改善可能であるという可能性を見越して△にしています。
B委員	新しく建てるのに△が出てくるということは、設計が悪いということですね。新しく建てるのなら○になるような考え方をしないとイケないんじゃないですか。
事務局	これは一長一短ありますので。
B委員	こういう考え方はちょっと一般とずれていると思います。
事務局	申し訳ございません。
B委員	△だから直します、そして○にします。これから建てようとするやつなのに、そんなものだったら最初からそういうふうにして、だからこれは○ですと。この面積ではどうしても無理だから、これは△ですとか、そういうことで説明してもらわないと。これはプランが悪いから△ですといっても何かおかしいです。
A委員	B委員は、絶対に無理なところと、どちらでも変更が利くようなものをあまり評点に入れてしまったら、何かおかしいのではないかという話をしているのですよね。このたくさん評価項目が並んだ中でも、例えば、利用停止期間が生じるというのは、全然動かしようがないこと。こんなものと今みたい

	なものを、同じレベルでということではないんじゃないかということを書いてあるんです。
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。今おっしゃっていただいたとおりで、我々もこの評価というのは単純に○の数、△の数、×の数で評価をしておりません。最終総合評価についても、各項目、どの項目を重視するか。今B委員がおっしゃられたように、基本設計の段階で変更できるというプランを提示したこと自体、おっしゃるとおりだと思います。ちょっと甘い部分があったと思います。申し訳ありませんでした。</p> <p>そういう意味では、我々が○の多いD案を総合評価の1番にしていないのは、同じ○でも比重が違う。どこを重点的に考えているか、重視するかというところで評価をさせていただいたところでございます。B委員のまさにおっしゃるとおりだと思います。申し訳ありませんでした。</p>
B委員	<p>いやいや、これは全体評価のAからDまでの案の評価がどうのこうのというのではないに、A案でも見方によってはこういうところでもっとよくなるのではないかと。あるいはプランの計画をもうちょっときっちりすれば、そういうふうにするものから。</p> <p>エレベーターはどうしても建物の奥に行くけれども、エレベーターを使う人というのは大体階段を上るのが困難な人なんです。元気な人は階段をポンポン上がる。そうすると、入口に近いところにエレベーターを置くほうがいいんだとか、そういう細かいところでも提案というのはまだまだあるので、このプランが変更できるかどうかを確認したい。そのために建蔽率がギリギリだと言われるので、何でギリギリなのかということを確認した。そういういろいろなものを含めて私が確認したということだけのことで、全体評価がどうのこうのという意味で、今話をしたのではないです。</p>
事務局	本来であれば我々が気づくべき点を、今ご指摘いただいたと思っています。ありがとうございます。
C委員	いろいろお話を聞かせてもらって、いいところ、悪いところをたくさん聞きました。ところで、この審議会の答申を経て、実際に建物が建つのはいつ頃の予定なんですか。
会長	それについては、何か見通しがあればお願いします。
A委員	こうやっっているいろいろご意見をいただいて、再整備の計画案、その方向性も出てくるのかなと思っております。市として、市全体の事業計画でどんな形で行くのか。10億円はかかるということと、補助金はないけれども、8割は一般的に言うとローンみたいなもので賄えるということで、ほかの市の喫緊の課題としましたら、私的には火葬場がかなり悪くなっているの、この庁舎が建った後は火葬場かなと思っております。私の頭の中ではその次ぐ

	らいになるのかなという気がしております。
C委員	<p>私になぜそれを聞いたかという、絵に描いた餅の論議ばかりして、一向に我々の世代では実現しそうにない。</p> <p>それと、審議会の役割というものは、A案からD案まで出していただいております。それぞれ一長一短あると思います。先ほどのご説明では、A案が適しているんだというような回答を出されているように思うんです。それとD案はまるっきりさらにすると休止期間が何十日か発生する。何を優先してこの審議会は決めるのかと思うんです。せっかく新しくやるのだから、休止期間を十分に取っても後世に立派な建物ができたというほうを最優先にするのか、あるいは毎日利用されている方のために休止しなくて存続していくのか、そういうことも一番大きな論議だと思うんです。</p>
A委員	<p>C委員がおっしゃったことはもっともだと思います。4案見ても、ほとんど金額はそんなには変わりません。1つ安いのは、今の建物を使うから安いという案ですが。</p> <p>先ほど事務局としては、この中ではA案が恐らく一番こういうふうに見た場合にはいいのかなということで申しておりますが、その辺を含めてこの審議会でご意見をいただいて決めていく。市としては、それを尊重して実際詳細な設計をやっていきます。</p> <p>私個人の意見を言わせてもらえれば、高齢者の方が使われて楽しみにしているのに、2年近く閉めて使えないというのはちょっと痛いなとか、そんな気は自分としてはしております。そういうことも含めてご意見をいただいて、これが一番適切だなということを決めていただけたらと思います。ただ、この〇×というのはあくまでも事務局が入れた〇×ですので、1つの目安とお考えいただければ結構かと思います。以上でございます。</p>
会 長	ほかの委員の方で何かご意見、ご質問はございますか。
D委員	単純な質問ですが、金額がかなり細かいところまで出ているのですが、これだけ大きな額だと我々も適正価格かどうかわかりません。この金額というのはどのようにして出されたのか。例えばゼネコンでどこか相見積もりを取って一番高いところの数字なのか、その辺のところを教えてください。
事務局	<p>まず、庁舎の新築に関する単価は大和郡山市の公共施設等総合管理計画に載っております単価を使わせていただいたところと、維持管理につきましては、先ほど説明がありました国交省の令和3年度の庁舎維持管理費の要求単価、非常に単純ではありますが、その単価を平米数に掛けて足し上げていったという算出方法になっております。</p> <p>前回の審議会においても、少しこの単価が高いのではないかというご意見</p>

	<p>をいただきました。私なりにそのあたりを調べてみたところ、皆さんもよく聞く国による働き方改革ということが数年前に言われて、それ以降、建設業についても長時間労働の是正であるとか、週休2日の推進とか、休日確保に向けた適正な工期設定など、適正な賃金水準の確保や生産性向上の環境整備等の維持がなされております。公共事業、今回の建設につきましてはこれらがより厳格にされる。特に人件費がどうしても高額になるという傾向があるということを確認しました。我々も当然入札する場合には最低落札価格、あまり安かろうではあきませんので、ある程度の一定水準、賃金を含めた積算を持っておりますので、民間のほかの建築物に比べるとちょっと高くなるかなという傾向があるようでございます。以上でございます。</p>
D委員	<p>ありがとうございました。わかりました。</p>
E委員	<p>いろいろご説明いただいてありがとうございます。見せていただいて、利用者が利用できない期間、B案にしましてもD案にしましても2年ぐらいあるということは、ちょっとこの部分は気にはなるのですが、それ以外に、福祉施設、福祉避難所として災害が起こったときに避難してこられる。その際に、車椅子の方ですとか、エレベーターが災害のときに使えないこともあると思いますので、その際にホールが2階にある場合、ちょっとその辺の対応が気になるなということを感じました。</p> <p>もう1点ですが、福祉に関する法律等というのは、そのときの状況に応じて改定されたりしていくわけですが、その先に法律の改正によって福祉ゾーン、福祉会館に新たな機能が求められたときに、そういったスペースが各床で必要になったときの対応が少し気になるということで質問させていただきます。</p>
事務局	<p>おっしゃっていただいた、ホールが1階に配置されていない。D案のみ1階、A、B、Cは2階もしくは3階で、ホールというのは柱のない大空間を必要といたしますので、その上部には居室を設けることができない。構造的に無理になってしまうというところがございます。</p> <p>エレベーターにつきましては、一例を挙げますと、三の丸の体育館を上がる場所には、横に椅子に乗って自動で上がれる、また実は城ホールもそういった設備はないのですが、キャタピラ式で車椅子ごとそこに乗って階段を上ったり下ったりできるというような、戦車のような、そういうものがございます。そういうものを含めて今後は考えていきたいと思っております。</p> <p>拡張性につきましては、先ほどの議論と同じ形になるのですが、大きな課題であると考えます。以上でございます。</p>
会長	<p>ほかの委員の方はどうでしょうか。いろいろ質問をいただいて、後で各委員から、A案ありきではなくて、各委員のお考えを一人ずつお聞きしたいと思います。</p>

	います。ほかに質問はございませんか。
F 委員	審議委員会なので、障がいに関する法律で、そもそもバリアフリーで計画されているということですね。
事務局	そうです。
F 委員	あと、今この建物の中にある相談支援事業所が障がいに関する相談となっているのですが、ここもこの中に入る前提なのですか。
事務局	入る前提でございます。社会福祉協議会の職員さんと同じ事務室の中に入らせていただきます。ですので、今回事務室をかなり広く確保しております。
会 長	<p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>当審議会は、まず役割をもう1回振り返ってみたいと思いますが、市長から諮問を受けまして、この福祉ゾーン整備審議会については施設の整備及び将来構想について検討するというので、福祉ゾーンのあり方についてまず審議をして、審議会としての意見をまとめるということでございます。そのまとめた意見をもってパブリックコメントにかけて、それも反映した形で答申をさせていただくという運びになっています。</p> <p>今日は4案について具体的にいろいろ評価基準を設けて説明いただきましたが、福祉ゾーンのあり方を考えたときに、マスタープランの比較検討の基準としてAからFまでありますが、まず福祉ゾーンをどんなエリアにしていくかということで、1つはコンセプトが大事だと思います。市民にとってどういうものにしたいか。それから、その施設を利用する場合に市民の方が利用しやすいように、動線をどうするのか、施設の配置をどうするのか、これはまた設計段階でいろいろ工夫の仕方があるでしょうから、今日の説明だけでは十分判断できないかもしれません。ただし、そういうことも踏まえた上で、各委員の方の考えをお聞きした上で当審議会としての意見の対応をまとめられたらと思いますので、これから各委員から、大体今までの情報の中からどの案が、当然改善の余地はあるとして、望ましいのかということをお聞きしてまいりたいと思います。</p> <p>では、こちらから指名させていただいて申し訳ありませんが、まずG委員、いかがでしょうか。</p>
G 委員	いろいろと改善案ということでお話をいただきました。その中で、新しく作るということでは建物は1つであるべきかと。そのほうが一体として管理がしやすいということと、また利用者の利便という点について考えたときに、各部屋をどこに置くかということでも順番にこういうような形で使っていけば、身体障がい者の方もお年寄りの方も効率よく順序よく使える、そういうことを基本に置いて考えていくべきかと、私はそう思っております。
会 長	それでは、今のところ特にAからD案のどれとは言えないということでは

	か。4案の中のどれがこの中ではベターというか、よりいい案かというのは判断はできないということですか。
G委員	配置的と言えはD案がわりといいのかなと。というのも、ホールが1階にあるということでは、2階へ持っていくよりも安全とか、そういうことを考えると、大勢が入れるところは1階のところに置く形がいいのかなと思います。
会 長	D案ですね。もしA案、B案、他の案についてもホールを1階に配置できるのであればそれもありで、現状ではD案ということですね。ありがとうございます。 次はD委員、よろしくお願いします。
D委員	単純なことなのですが、停止期間が短いのが、我々が実際にボランティアとかいろいろやっている団体としては、それが必要です。なので、単純ですが、A案ということになってしまい、すみません。
会 長	ありがとうございました。F委員、いかがでしょうか。
F委員	今おっしゃったように利用停止期間が長いということについては確かにかなりネックになってくる部分かなと思います。先ほどおっしゃったそれでもやはり建物を残すというところ、ここについてはどちらがいいのかというのがはっきり言えないのですが、本当にこの×がついているのはどうしようもないというところで、△のところはまだ改善の余地があるというところと言うと、4つの案の△の部分改善すると、もう少し比較がしやすくなるのかなと思ったりするのですが。
会 長	今のところでは判断しかねるということですか。
F委員	判断しかねるのですが、これだけを見るとA案なのかなと思います。
会 長	なるほど。条件つきでA案ということですね。 ではE委員、お願いします。
E委員	A案とD案と悩むところなんです。利用の停止期間についてはD案が長いので、そちらのほうは気になるところなのですが、ホールが1階にあるということと、拡張性があるという意味ではD案のほうがいいのかなと思いますので、A案とD案とどちらかというのはなかなか今の状態では決めかねます。
会 長	ありがとうございます。次はC委員、お願いいたします。
C委員	私は評価の○を重要視したいんです。あらゆる意味で検討されたと思います。D案の大人数を収容するホールが1階にあるため、要援護者の収容が容易である。ほかのところは大変ということが入っていますね。これから災害が起きたり、東南海の地震やいろいろなことを言われている折にこの施設が重要な役目をするのではないかと思うんです。よって、私はせっかくやる

	のだったら新しく、中止期間は発生するんだけど、D案を望みます。
会 長	ありがとうございます。ではB委員、お願いします。
B委員	先ほどから盛んに出ておりますけれども、私はホールを1階に持つてくることはできると思うので、そういうことを考えて室内のブロックプランというのをもう1度見直しをしながら、使用停止期間のないA案というのは私としては一番推したいなと。ただし、今C委員からありましたように、今後の災害のことを考えてホールを1階に持つていくとか、いろいろなことでもう1度ブロックプランは見直しが必要ではないかと思えます。
会 長	条件つきということですね。
B委員	条件つきです。
会 長	わかりました。ありがとうございます。 では次に、H委員、よろしくお願ひいたします。
H委員	福祉ゾーンとして、うちは今こども園とライフインと一緒にやって いるんです。やっぱり来やすいところという感じにしてほしいということ と、それから工事の期間が長かったら、うちのほうも園児の通園に関わって きますので、できることなら早くにでき上がり、そしていい感じのでき上 がりを望みます。
会 長	では、停止期間のないとなるとA案かC案ですよな。
H委員	その辺です。あまり長い期間の工事だったらあれかなと思えますので。
会 長	どの案かというのは今のところ？
H委員	そこまではわかりませんが。
会 長	保留ということですか。
H委員	はい。
会 長	わかりました。保留ということですね。 ではA委員、よろしくお願ひいたします。
A委員	皆さんのご意見を聞いていましたら、気にされているのは使用停止期間が できるだけないほうが良いということと、できたら災害のことを考えて1 階にホールがあつたらいいということですので、1度その辺は、恐らくその ご意見にほぼ集約できるような気もしますので、A案を軸にして、もう1回 部屋のゾーニングをしてみて、当然何かを2階に持つていかなければいけ ないけれども、その辺もうちょっと知恵をひねっていただいたらどうかな という気がしております。以上です。
会 長	条件つきでA案ということですね。ありがとうございます。 私も委員の1人でございますので意見を言わせていただきますが、皆さん のご心配のとおり、利用停止期間が長い、2年近くあるということをや クリアしたいということと、防災を考えると1階にホール、利便の面でもで

	<p>すね。それは今の建築技術があれば可能かと思うのですが、そこをもう1度配置を考えていただきたい。</p> <p>やはり利用停止期間があるということは、その間の金銭的、非金銭的な負担が市民なりどなたかにかかるということなので、その数字は出ていませんから、そういうことも考えると利用停止期間がないほうが望ましいだろうと。とは言え、C委員の意見も傾聴に値するといえますか、この施設を作ると耐用年数は60年ということですから、百年の計とは言いませんが、せっかく作るのだったらいいもの、そういうことを踏まえて、もう1度施設、配置を工夫、見直しをして、利用停止期間がなくて、市民の皆さんの利便性、あるいは動線の利便性を工夫して、もう1度設計段階で十分な検討をしていただいた上で取り組んでいただければと。おおよそ皆さんの意見もそういうところで、D案を推された方もそういうことの意味も含まれていると思いますので、今日のところ、私は条件付きのA案です。</p> <p>そうすると、こういうのは多数決で決めるものではないので、大体皆さんの大方の意見をとりまとめるとどうなるかということですので、あと、この案ができれば、一般の市民の方からパブリックコメントでいろいろな意見をいただきます。当然それも反映しないとイケないと思いますし、最終的には議会で決められるのでしょうけれども、当審議会の役割というか、意見としては、大体とりまとめると条件付きでA案がいいだろうと。A案を大賛成、もろ手を挙げて賛成ではないということですよ。</p> <p>あと、今日たくさん質問をいただきましたが、まだまだ検討の余地があるというご意見かと思えます。ですので、今日ご出席の委員の皆様のお考えを拝聴いたしますと、条件付きでA案と。特にD案を推された方は1階にホールがあるということですから、もしA案で1階にホールがあればA案に賛成いただけると思いますので、そこは事務局のほうで再度ご検討いただいて、いい案にしていいただければと思います。</p> <p>そのほか、これだけは言っておきたいということはいかがでしょうか。</p>
C委員	<p>今、会長が言われたように、1階に大人数を収容するホールが変更可能であれば私もD案に固定しません。ここに書いてある文章どおりで判断させていただきます。</p>
会 長	<p>わかりました。それも十分拝聴しておりますので。事務局のほうも十分配慮いただきたいと思います。</p> <p>ほかはよろしいでしょうか。それでは、当審議会としての今日の段階での意見のとりまとめとしては、条件付きでA案だと。その条件というのは、1階にホールを作るということを何とか工夫できないかということです。これは利便性の問題でも防災の面でもということです。</p>

	これで皆様のご熱心なご審議の結果、ほぼ当審議会としての意見がまとまったように思います。どうもありがとうございました。
--	--

議題（４）今後の進め方について

会 長	それではもう1つ、これからどうするのかという話で、議題の4番目、今後の進め方について、事務局、よろしくお願いいたします。
事務局	委員の皆様、今日はありがとうございました。 今後の予定といたしましては、本日の審議内容をまとめた上で、12月中下旬ごろに基本計画案としてパブリックコメントの実施を予定しております。 ただ、今条件つきということでご意見をいただいておりますので、まず1階に、もちろん基本設計の段階でその議論をするという話もあるのかもしれないのですが、やはりこの審議会に出た意見ですので、我々は尊重する必要があるのかなと考えますので、まず本日この審議会が終わった後、事務局で協議検討したいと思います。そのあたり、可能であればパブリックコメントについては12月中下旬から約1か月間、これは市の規定に則りまして1か月募集をいたしましてご意見をいただこうと思っております。その回答及び対応等につきましては、会長と事務局とでいろいろ協議させていただいて、できたら2月16日に第6回の審議会を開催させていただけたらと考えております。 さらにそこで一致したご意見をいただければ、その日のうちに会長から市長へ基本計画案の報告といたしますか、提出をさせていただくような運びで考えております。 まずは、1階にホールが可能かどうかというところを、事務局で慎重に丁寧に協議させていただきます。またそのあたり、文章を含め、委員の皆様にご報告させていただきたいと思っております。以上でございます。
会 長	ありがとうございます。今後の進め方について、今、説明がございましたが、何かご質問ご意見はございますか。よろしいですか。ありがとうございます。 特にご意見がないということでございますので、その他、何かございますか。

議題（５）その他

事務局	先ほど説明させていただきましたが、次回、第6回審議会を来年2月16日
-----	------------------------------------

	に予定しております。1か月前には改めて開催通知を送らせていただきますので、よろしくお願いします。
会 長	ありがとうございます。 では、これもちまして本日の案件はすべて終わりましたので、終了したいと思います。どうもありがとうございました。